

金光学園中学・高等学校 いじめ防止基本方針

平成 27 年 4 月策定 令和 6 年 3 月改定

いじめに関する現状と課題

- ・現在本校におけるいじめの年間発生件数は少ないものの、LINE や X (Twitter) などいわゆる SNS などへの書き込みに起因する生徒間トラブルは発生している。
- ・中学生は携帯やスマートフォンの校内の持ち込みは許可制をとっているが、高校生については校内での使用は禁止しているものの、ほとんどの生徒が所持しており、学校として生徒の利用状況を十分には把握ができていないのが現状である。社会の状況から、今後トラブルが増加していくことが考えられる。
- ・いじめの未然防止や早期発見をするためには、現在の取り組みをしっかりと推進するとともに、本校の教育活動全体を通して取り組む必要がある。またアンケートや個人面談などを実施し、生徒から相談できる環境を作っていくことも大切である。さらには、適切な対処のための教職員研修の充実を図る必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける機会を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命および身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるという事実を踏まえ、すべての教職員がいじめの防止に取り組まなければならない。
- ・本校の合言葉「人をたいせつに 自分をたいせつに 物をたいせつに」を念頭に、いじめ問題に対しても、本校生徒はいじめを絶対行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ問題に関する生徒の理解が深められるための対策に取り組む。
- ・生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、生徒同士、及び教職員との信頼関係が築ける授業づくり、集団づくりに学校全体で取り組む。

<重点となる取り組み>

- ・専門家を招き、「携帯・スマホ安全教室」を開き、SNS の利用やネット上でのいじめ問題についての認識を深める。
- ・ネットトラブルの対処法やカウンセリングなどについて研修し、教職員の資質能力向上を図る。
- ・アンケートの実施や教育相談委員会と協力しながら、なんでも相談室を有効利用し、いじめの防止・早期発見に努める。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・保護者会総会や各学年会において、いじめ防止基本方針を保護者に説明し、本校のいじめ問題への取り組みについての理解を求めると同時に、いじめ防止・早期発見の観点から、家庭の役割の重要性についても考えて頂く機会にする。
- ・7 月から開催されるやつなみ保護者会地区会において、いじめ問題に関する意見交換の場を設定する。
- ・携帯、スマートフォンによるネットトラブルの実際や、正しい使い方、また保護者にできることなどを考えてもらえる機会となる研修会などの案内を行う。
- ・教育相談窓口を紹介し、活用を促す。

学 校

いじめ防止対策推進委員会

<委員会の役割>

- ・いじめ防止基本方針に基づいた活動の実施、年間計画の作成
- ・検証、修正、発生した事案への対処

<委員会の開催時期>

- ・各学期に一回程度開催し、年 3 回

<委員会の内容の教職員への伝達>

- ・全職員会議においての周知。緊急の場合は職員朝礼時に

<構成メンバー>

- ・校内 委員長：校長、副委員長：教頭、中高生活課長、養護教諭
教育相談委員長、中 1 高 1 学年主任、中高各学年生活課 1 名
- ・校外：スクールカウンセラー（必要に応じて）
その他校長が認めるもの

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・玉島警察署生活安全課

<連携の内容>

- ・非行防止教室の実施

<学校側の窓口>

- ・生活課長

<連携機関名>

- ・浅口市育成センター

<連携内容>

- ・定期的な情報交換や連絡会議の開催

<学校側の窓口>

- ・生活課長

学校が実施する取り組み

① い じ め の 防 止	<ul style="list-style-type: none">・教員研修 指導力向上のため、講師に携帯電話事業会社のスタッフや専門家（大学の教授など）を招き、生徒のネットや SNS の利用状況や指導上の留意点などについて研修会を行う。・生徒会活動 生活課と生徒会課が連携し、生徒の委員会活動などから、いじめ防止ポスターの製作やキャンペーンなどを企画し、生徒自らがいじめ防止意識を高められる取り組みを行う。・集団づくり 教職員は生徒を一人の人間として尊重し、生徒との信頼関係が築かれた学校づくりを進めていく。日頃の授業や行事などすべての教育活動を通じて、他人を思いやる豊かな心、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度、豊かな人権感覚などが身についた集団づくりを進めていく。・情報モラル教育 ネット上のいじめを防止するために、情報モラルにかかわって、情報を発信するものの責任を理解させ、適切に利用できる力を身につけさせる授業を各学年で実施する。
② 早 期 発 見	<ul style="list-style-type: none">・実態把握と情報共有 アンケートと面談との連動を図ることで、生徒一人ひとりの生活実態をきめ細かく把握する。 保護者会や保護者面談で、家庭の様子、人間関係のこじれなども把握し、いじめに発展しないように注意する。 定期的に行っている学年会議で各クラスの生徒の様子を共有できる体制を整える。定期的に行っている幹部会議で、中高とも各学年の生徒の様子を共有できる体制を整える。・相談体制 「教育相談室だより」を用いて教育相談の日時や相談担当者を周知し、生徒がいつでも気兼ねなく悩みやいじめについての相談ができる体制を整える。
③ い じ め へ の 対 処	<ul style="list-style-type: none">・いじめの有無の確認 本校生徒がいじめを受けているとの通報を受け、その可能性が明らかになった場合は、早急にいじめの事実を確認する。・いじめへの組織的対応 いじめへの組織的対応を検討するために、いじめ防止対策推進委員会を速やかに開催する。・いじめられた生徒への支援 事実が確認された場合は、いじめられた生徒の命を守ることを最優先として、当該生徒や保護者に対して支援を行う。・いじめた生徒への支援 いじめた生徒に対して、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に大きな影響を及ぼすことを理解させ、いじめの背景にあるストレス要因に着目し、その改善を図るために保護者の協力を得ながら、適切に支援を行う。